

# 神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則

〔平成 16 年 4 月 1 日制定〕

## (趣 旨)

第 1 条 この細則は、法学研究科規則第 21 条の 2 の規定により専門職学位課程におけるその評価基準を定める。

## (成績評価の方法)

第 2 条 授業科目の成績評価は、期末試験、中間試験、随時の小テスト、レポート、平常点その他の方法のうちの一つにより、又はそのうち複数の方法を組み合わせて行い、授業を担当する教員が、その評価の方法を受講生に明示するものとする。

## (成績評価の基準)

第 3 条 成績評価の基準は、秀を 90 点以上 100 点以下、優を 80 点以上 90 点未満、良上を 75 点以上 80 点未満、良を 70 点以上 75 点未満、可上を 65 点以上 70 点未満、可を 60 点以上 65 点未満、不可を 0 点以上 60 点未満とする。

2 秀、優、良上、良、可上、可、及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

良上 学修の目標を達成し、良好な成果を収めているもののうち、一定程度優れた成果を収めている。

良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

可上 学修の目標を達成しているもののうち、一定程度良好な成果を収めている。

可 学修の目標を達成している。

不可 学修の目標を達成していない。

## (成績評価の割合)

第 4 条 成績評価の対象者（以下、「履修登録者」という。）が 21 名以上いる場合の成績評価は、秀の評価をする学生数を履修登録者数の 10 パーセント以内、秀及び優の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の 30 パーセント以内、秀、優及び良上の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の 60 パーセント以内とする。ただし、1 年次にのみ配当されている科目及び R&W ゼミ科目は、この限りではない。

2 不服申立に関する内規に基づく不服申立により実務法律専攻長が成績の修正を行った場合であっても、第 1 項の割合を理由として公表済みの成績評価の修正を行うことを要しない。

3 実務法律専攻長は、第 1 項の割合が守られていることを実務法律専攻会議において報告し、必要に応じて改善の指示を行う。

## 附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則施行の際現に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日において法学研究科規則第 29 条第 2

項の規定に基づき在学したものとみなされる期間が1年とされた者については，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，令和5年4月1日から施行する。